

令和 7 年第 6 回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和 7 年 6 月 2 5 日
		1 3 時 3 0 分～1 4 時 1 8 分
会	場	海老名市役所 6 階議員全員協議会室

令和7年第6回海老名市農業委員会定例総会

令和7年6月25日

令和7年6月25日「令和7年第6回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1 番 宮 墓 功	2 番 西 山 勝 敏	3 番 澤 地 正 典	4 番 小 島 卓 巳
5 番 三 廻 部 茂	6 番 大 島 好 美	7 番 田 口 修	8 番 井 上 勝
9 番 大 貫 信 夫	1 1 番 西 海 正 義	1 2 番 高 橋 修	
1 3 番 鴨 志 田 ひ ろ し	1 4 番 牛 村 律 子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

1 5 番 倉 橋 芳 明	1 6 番 塩 脇 章 正	1 7 番 井 出 吉 延
1 8 番 鴨 志 田 寛	1 9 番 青 木 莊 一	

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 本木 大一、主幹兼管理係長 大澤 英和、主 査 加藤 友彦、
主 事 高野 栞、主事補 草刈 颯

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第22号	引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
日程第3	議案第23号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第24号	農用地地用集積等促進計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- （1）農地の一時使用について
- （2）農地法第43条第1項の規定による届出について（報告）
- （3）農地法第3条の3の規定による届出について
- （4）農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は13名です。また、農地利用最適化推進委員、5名が出席しております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、12番委員と13番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから4ページ、4. 報告事項（1）活動状況、（2）農地の異動状況、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した。）

【議長】 ただいま報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告ですので、この程度にさせていただきます。

傍聴人、なしですね。それでは、継続いたします。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹】 受付番号8、申請地につきましては、上郷■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、畑、面積、■■■平米及び上郷■■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、合わせまして■■■■■平米となっております。議案書のとおりでございます。譲受人は、上郷■■■■■■■■■■■、■■■■■、譲渡人は、上郷■■■■■■■■■■■、■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、申請事由は、世帯内贈与のためでございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料1-1でございます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見を伺います。4番委員。

【4 番委員】 話を伺ったところ、相続対策として、世帯内贈与をしておきたいという旨で、特に問題ないと思います。

以上です。

【議 長】 続いて、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 幹】 ■■■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■
■■■さん、■さん、■■■さんの3人が農業従事者となっております。農業
経営者は■■■さんとなっております。農業への従事状況についてござ
います。農業経験年数につきましては、■■■さんが45年、■■■さ
さんが30年、■■■さんが5年となっております。農業従事日数は、■■■
さんが150日、■■■さんが100日、■■■さんが80日となっていま
す。■■■さん世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地の田が
1,814平米、畑が688平米、合計で2,502平米でございます。機械につ
いてでございます。主要農機具としまして、トラクターが1台、田植機が1
台、耕運機を1台所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕
作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を
見ても、譲受人として特に問題はないと思われます。そのほか、許可する
ことができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する
項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われま
す。

以上です。

【議 長】 それでは、続いて、現地調査班の意見を伺います。8 番班長。

【8 番委員】 昨日、委員の4名と事務局1名の5名で現地を確認してきました。最
初に、8番の上のほうですけれども、現況が畑です。手元の地図を見てい
ただければ、1番のところすけれども、作物が植えられてきれいに管理
されていまして。特段問題ないという形でございます。

続いて、2番のほうですけれども、こちらは約5畝の水田になります。
この時期、6月12日時点での撮影と同じで、田んぼを植えつけするの
かどうか分かりませんが、草がちらほら出ておりますので、休耕田に
するなら、これからも維持管理を徹底してほしいと、そういうことの結論
で、現地調査班の報告とさせていただきます。

【議長】 それでは、受付番号８について、質疑のある方。

【議長】 ないようですので、意見のある方。

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

(举 手)

次に、議案書 7 ページ、日程第 2、議案第 22 号 引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）を議題といたします。

【主 幹】 この証明につきましては、農地の相続税納税猶予制度を受ける方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものとなっております。過去3年間に於いて相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを農業委員会が証明するものでございます。

今回の件につきましては、税務署への証明書の提出期限の都合上、専決処分として対応させていただきました。専決処理日は、令和7年5月14日となっております。

5

【議長】 説明が終わりました。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、これは報告事項でもありますので、了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書 8 ページ、日程第 3、議案第 23 号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号 12 について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 幹】 受付番号 12 番、被相続人は、下今泉■■■■■■■■、■■■、相続人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■、続柄は子となっております。引き続き農業を行っている期間は、令和 4 年 5 月 21 日から令和 7 年 6 月 25 日までとなっております。特例農地等の明細でございますが、上今泉■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目も田、農業振興地域内、面積、■■■平米、ほか■筆となっております。議案書に掲載のとおりです。事務局で 6 月 12 日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されていたので、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号 12 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号 12 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、9 ページ、受付番号 13 について、事務局から説明をお願い

いただきます。

[illegible]

説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号 13 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号13について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(举 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書 10 ページ、日程第 4、議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号 11 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 幹】 農業経営基盤強化促進法等の一部の法律が改正され、農地の賃貸借の方法が、今年度４月から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき中間管理機構を介した方法へ完全移行となっております。同法第１８条第１１項の規定に基づきまして、農地の貸し借りについての申出がありましたので、農用地利用集積等促進計画案を上程させていただきます。この審議を経て、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議に対し

- 【主 幹】 面積が違う。
- 【11番委員】 面積が違う。もともとこの2か所ということですね。
- 【主 幹】 入内島のところの信号のちょっと東側。
- 【11番委員】 これが同じ1か所のところで、中間管理機構が一旦借りて、その借りたものを■■■さんというイメージでちょっと見えちゃったので。これはそもそも違う場所ということですよ。
- 【主 幹】 同じところ。
- 【会 長】 2筆分。
- 【主 幹】 これ、書き方が、まとめちゃって。2筆を今回。
- 【11番委員】 2筆あって、まとめているということですよ。
- 【主 幹】 書き方が、横で見ちゃうとあれなんですけど、これを1つずつで見ってもらうように。■■■さんの2筆を、■■■さんが2筆借りるという。
- 【11番委員】 そういうイメージですね。
- 【主 幹】 下の■■■さんもそうなんですけれども、そういうイメージです。
- 【11番委員】 イメージ的に1つの土地でツークッションあるような感じがしたので、面倒くさいのかなと思ったんですけれども。
- 【議 長】 そうですね、2筆で、それぞれが7,000円と1,000円。
- 【11番委員】 2筆で、貸し手、借り手が2つあるということですね。1つで済ませているということですね。分かりました。
- 【議 長】 よろしいですか。
- そのほか、質疑のある方はいらっしゃいますか。
- (「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、意見のある方。
- (「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、受付番号11について、採決をさせていただきます。
- 賛成の方の挙手を求めます。
- (挙 手)
- 【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
- 続きまして、受付番号12について、事務局から提案説明をお願いいた

します。

[illegible]

この方の表についても、先ほどの11番委員の説明のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号12について、質疑のある方はお願いいたします。

【16番委員】 貸し手の方の■■■さんの持分2分の1というのは、約1反ずつあるんだと思うんですけども、両方とも2分の1ずつというイメージなんですか。

【主 幹】 これは登記が持分をそこで設定しちゃってあるので。

【16番委員】 1 反ずつみたいな。面積的には。

【主 幹】 トータルでは。

【議長】 両方とも2分の1ずつということですね。そういうことですね。

【16番委員】 はい。

【議長】 そのほか、質疑のある方。

【19番委員】 前に聞いたかと思うんだけど、また教えてください。今回の貸し借りの種類の中で、賃借権と使用賃借権と両方あるんですが、この違いは何ですか。

【事務局長】 賃借権というのは、その名のとおり、賃借ですから、お金を使って貸し借りをするというのになっていまして、使用貸借というのは、無料とい

うか、無償で貸し借りをするのが使用貸借と、そんな感じになっております。

【19番委員】 だから、賃料のところが発生していないということですか。

【事務局長】 はい。

【議長】 そのほか、質疑のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号12について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号11について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、説明いたします。

県や市が実施いたします公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をいただいております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたしまして、原則としては農業委員会での確認後から現地を使用させていただくようにしております。

それでは、受付番号11、現地の案内図及び公図につきましては、資料2-1を御覧ください。

申請地は、本郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、面積、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりでございます。土地所有者につきましては、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■でございます。土地の使用者は、大和市上草柳■■■■■■、株式会社■■■、代表取締役■■■、土地の事業主は、神奈川県厚木土木事務所東部センター、所長小池正幸、

工事名は、県道 22 号横浜伊勢原道路改良事業、目的は、同事業の工事ヤードとして使用したいとのことです。使用期間は、令和 7 年 7 月 16 日から令和 7 年 9 月 15 日までとなっております。本日、委員の皆様にご承認していただいた後に、申請者の 3 者へ受理した旨の通知を送付いたします。

説明は以上です。

【議長】 続いて、現地調査班の意見を伺います。8 番班長。

【8 番委員】 今、事務局がお話しされたので全てなんですけれども、現地へ行った感想としましては、写真のとおり、酪農をされている牧草地が作物として植えられていました。工事が着工する 7 月までには刈り取って畑にして工事に使うと、そういうことを聞きましたので、特段問題ないと思います。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしと認めます。よって、了承いたします。

次に、議案書 12 ページ、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について（報告）を案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 説明させていただきます。

農作物栽培高度化施設に関する特例を農地法第 43 条で規定しております。農作物栽培高度化施設の底面をコンクリートその他これに類するもので覆う場合につきましては、本来、転用の許可が必要となる案件でございますが、届出を出していただければ、そのまま農地として見る事ができるというものになっております。手続方法につきましては、国からの通知により専決で処理したものを直近の総会で報告することが適当であるとされているため、今回、報告するものとなっております。

それでは、受付番号 1 です。申請地は、柏ヶ谷■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、面積、■■■平米のうち施設面積■■■■■平

した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしとなっております。届出に係わる土地の所在ですが、大谷■■■■■■■■、現況地目は田、登記簿地目も田、■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりです。

次に、議案書15ページ、受付番号11番、権利を取得した者は、大谷北■■■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は、令和5年1月15日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしとなっております。届出に係わる土地の所在ですが、大谷■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目は田、■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりです。

説明は以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

【11番委員】 何となく相続が終わるあたりにこういう申告があるんですけども、もう1件の■■■さんのほうは、令和5年1月15日に亡くなっていて、そこで相続して、実際、相続の期間が終わってから1年以上たっていますけれども、これは単純に報告する義務があるというのを知ったときに報告をもらっているというスタンスでいいんでしょうかね。

【事務局長】 相続をした日から遅滞なく届け出るという形になっております。

【議長】 よろしいでしょうか。

そのほか、ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしと認めます。一括して了承いたします。

次に、議案書16ページ、(4)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

16ページの農地法第4条、2件、17、18ページの第5条、6件、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事 補】 一括して説明させていただきます。

農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号になります。

それでは、議案書16ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出になります。届出期間につきましては、令和7年5月1日から5月31日までの間に届出がされたものです。受付番号10番、11番の2件、どちらも畑で、合計が627平米でございます。

続いて、議案書17、18ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出になります。届出期間につきましては、令和7年5月1日から5月31日までの間に届出がされたものです。受付番号27番から32番の6件、合計で、田が499平米、畑が1,186.11平米で、全ての合計が1,685.11平米でございます。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告させていただきます。

報告は以上になります。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 ご異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【3番委員】 先ほどの農地利用集積等促進計画という項目の中で、管理機構が途中で入っているんですが、この管理機構というのは、書き方として、仲介者として扱うべきですね。そうすると、借り手と貸し手と、この間に仲介者と1行入れて、そこへ公益社団法人神奈川農業会議、会長持田文男さん

という方をここに入れてしまえば、2段にしなくて済むんじゃないかと思うんだが、どうなんだろう。書き方として。一々、2段に書いてあるからおかしくなるけど、その間に仲介者として間に項目を入れれば、それぞれ貸し手と仲介者、借り手でいいんじゃないかと思うんだけど、どうなんだろう。これの書き方として、表示の仕方として。

【事務局長】 仲介というよりは、一旦、機構に貸して、機構がまた貸すという形になっているんですよね。仲介というのとちょっとまた言葉が違うみたいなんですよ。

【3番委員】 預けるわけだ。1回は。

【事務局長】 今日のこれからの説明の中でも、その辺が資料の中にも書いてあるんじゃないかと思うので、もし可能であれば、可能であればというのもおかしいんですけども、より見やすく分かりやすく表記ができるのであれば、今の3番委員がおっしゃるみたいに、変えていくことも僕らとしては全然やぶさかでないので、もし表記として、いい案、要はA、Bの間に管理機構が入っていればいいじゃないかということですよ、そういう書き方がもし可能であればそんなふうにやってみたいと思います。そこは今日のこれからの説明を聞いた上で検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

【14番委員】 賃料が発生する場合は、貸される方と借りる方が直接お金をやり取りするのではなく、そこにお金も中間管理機構が入ることなんですか。

【事務局長】 中間管理機構が入ることになった大きな理由はそこで、お金を直接やり取りではなくて、お金を中間管理機構に払って、中間管理機構が貸主に払う。

【14番委員】 じゃ、いただくほうも中間管理機構からいただいているような形になっているということなんですね。

【事務局長】 そうなんです。

【14番委員】 分かりました。ありがとうございます。

【議長】 それでは、本日の定例総会はここで終了とさせていただきます。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日はご多忙の中、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございました。皆様の慎重なる審議によりまして、円滑に会議が終了いたしました。ありがとうございます。

以上をもちまして、第6回海老名市農業委員会定例総会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —